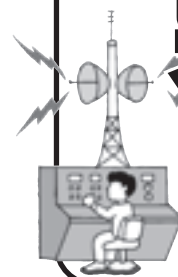


災害情報テレホンサービス、 メール配信サービスが 始まりました



市では、災害の発生の恐れ

がある場合や災害発生時に、
災害情報や避難情報などを防
災行政無線により広報してい
ます。

その防災行政無線広報を補
完することを目的とし、「テレ
ホンサービス」と「メール配
信サービス」の運用を開始し
ました。

緊急時における市民の皆さ
んの安全の確保、不安の解消
などに役立てていただくよう
ぜひ、ご利用ください。



○テレホンサービス

緊急にコール！

(きんきゅうに) (コール)

☎ 0180 - 992 - 506

緊急時放送のみの案内となります。

※PHS、NTTのひかり電話、IP電話など一部の電話機からは、かけることができません。

また、火災情報については、消防情報テレホンサービス☎0180 - 992 - 911をご利用ください。

○メール配信サービス

災害情報などの防災行政無線
広報の内容を、あらかじめ登
録した携帯電話やパソコンに
Eメールでお知らせします。
簡単な登録で利用すること
ができ、緊急時の情報をお手
元の携帯電話などでも受信で
きるようになりますので、ぜ
ひご利用ください。

右記の番号に電話すると、
緊急時における防災行政無線
広報と同じ内容を聞くことが
できます。

「緊急にコール！」と覚えて、
ぜひ、ご利用ください。

6 問 防災対策課（内線415

※登録する際には市ホーム
ページ（携帯版も同様）に掲
載している「注意事項」を確
認の上、登録してください。
また、登録方法についても掲
載しています。
※QRコードという名称は(株)デ
ンソーウェブの登録商標です。

地区	石 巻	河 北	雄 勝	河 南
QR コード				
アドレス	is1-entry@my.e-msg.jp	is2-entry@my.e-msg.jp	is3-entry@my.e-msg.jp	is4-entry@my.e-msg.jp

地区	桃 生	北 上	牡 鹿
QR コード			
アドレス	is5-entry@my.e-msg.jp	is6-entry@my.e-msg.jp	is7-entry@my.e-msg.jp

メール配信は地区ごとに行います。
複数の地区に登録することも可能
です。
迷惑メール防止機能などの設定を
行っている方は、登録する前に
e-msg.jpのドメインを受信する設定
を行ってください。

登録ができない方は、
サポートセンター

☎ 0120-47-3712

(平日午前9時～午後5時)をご利用
ください。

※テレホンサービスは、音源のある市役所までの通話料金がかかります。メール
配信サービスは、登録料は無料ですが、パケット代は利用者の負担となります。



「消したかな」あなたを守る 合言葉

平成22年度全国統一防火標語

2010秋の火災予防運動

11月9日(火)から15日(月)までの一週間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎え、火災予防の意識を高めることにより、火災の発生を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的に毎年実施しています。

火気の取り扱いには十分注意し、日ごろから次の事項に心掛け、火災のないまちづくりをしましょう。

◇日ごろから訓練を！

実際に火災が起きると、慌ててしまい何もできなくなり、日ごろから自主防災組織や町内会で行う訓練に積極的に参加しましょう。

◇放火にご注意！

放火や放火の疑いによる火災が、出火原因の上位を占めています。家の周囲には燃えやすい物を置かないようにしましょう。また、センサー付きライトを設置するなど、防火されにくい環境づくりに努めましょう。

◇協力し合える地域づくりを！

日ごろから地域の方との交流を大切にし、住民同士の連帯感と防火意識を高め、いざというときはお互いに協力し、被害を最小限に防ぎましょう。

◇高齢者を火災から守ろう！

火災で亡くなる方の半数以上は65歳以上の高齢者です。そこで、

①高齢者の部屋は、一方向だけではなく、二方向に避難できるようにしておきましょう。

②一人暮らしの高齢者は隣近所の方が気を付けてあげるこ

③火災を早期に感知して、ブザーなどで知らせる住宅用火災警報器を設置しましょう。

◇住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。火災で発生する熱や煙を感知して、火災の発生をブザーや音声で早期に知らせてくれます。

火災から大切な生命や財産を守るため、早急に設置をお願いします。また、既に設置しているお宅では、きちんと作動するか確認しましょう。

※この機会に皆さんのご家庭でも、防火について話し合ってみてはいかがでしょうか。

問 石巻地区消防本部予防課
☎ 95-7167

11月9日は

119番の日

119番は住民と消防を結ぶホットラインです。いたずらや病院の問い合わせには絶対使わないでください。

あなたが通報する場面に遭遇した場合は、119番の受付員が、次の順にお尋ねしますので、落ち着いて話してください。

1 火災・救急の別

住所は省略せず、正確に話してください。

2 住所(場所)

通行中など場所がわからない場合は、目標となるものを話してください。(この時点で消防車や救急車に出動を指令しています)

3 火災・救急の状況

次に、火災や救急の状況をお伺いします。

消防車や救急車は既に現場に急行していますので、慌てずに詳しい状況を話してください。

4 通報者の氏名・電話番号

最後に、通報されている方のお名前と、電話番号をお伺いします。消防から詳細な情報を問い合わせる場合がありますのでご協力をお願いします。

問 石巻地区消防本部通信指令課
☎ 95-1304

災害時の問い合わせは、テレホンサービス

119番は、緊急通報用の電話番号です。火災や救助の問い合わせは、消防テレホンサービス

☎ 0180-992-911

を利用しましょう。